

○中央区中小企業の振興に関する基本条例

平成七年六月三十日
条例第二十号

中央区中小企業の振興に関する基本条例

(目的)

第一条 この条例は、中央区(以下「区」という。)の産業において重要な地位を占める中小企業の振興についての基本となる事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって区内産業の振興と調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項各号に掲げるものをいう。
- 二 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第三条第一項に規定する中小企業団体及び商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)第二条第一項に規定する商店街振興組合並びにこれらに準ずる団体で区長が特に認めるものをいう。
- 三 大企業者等 第一号に該当するもの以外の会社及び個人であつて事業を営むもの並びに前号に規定するもの以外の企業団体、経済団体等をいう。

(一部改正〔平成一九年条例八号〕)

(基本方針)

第三条 中小企業の振興は、「活気にあふれた働きやすいまちづくり—いきいき産業文化都市の実現」を目標に、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、伝統的産業と新しい都市型産業との融和を図るとともに、国その他の関係機関(以下「国等」という。)の協力を得ながら、情報の発信地としての区の地域特性に応じた施策を区民、企業及び区が一体となって推進することを基本とする。

(基本的施策)

第四条 区は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事項を基本的施策として、中小企業の振興に努めるものとする。

- 一 中小企業の活性化及び近代化の促進
- 二 産業基盤の整備及び中小企業を担う人材の育成
- 三 中小企業の組織化の促進及び中小企業団体の育成
- 四 中小企業に関する情報の収集及び提供
- 五 中小企業従事者の福利厚生の充実
- 六 中小企業に対する融資及び助成制度の充実
- 七 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興のため必要と認められる事項

(区の責務)

第五条 区は、前条各号の基本的施策を実施するに当たっては、消費者の保護に配慮しつつ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 社会・経済情勢の変化に対応した適切な措置
- 二 特に小規模な中小企業者及びその従事者に対する必要な配慮
- 三 国等との協力による施策の推進並びに必要に応じた国等に対する施策の充実及び改善の要請

(中小企業者等の責務)

第六条 中小企業者及び中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成、従業員の福利厚生の充実等のため自主的な努力を払うとともに、地域環境との調和並びに消費者の生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとする。

- 2 商店街において小売店等を営む者は、当該商店街の振興を図るため、商店会へ加入することにより相互に協力するように努めるものとする。
- 3 商店街において小売店等を営む者は、商店会が当該商店街の振興に資する事業を実施するときは、応分の負担をすることにより当該事業に協力するように努めるものとする。

(一部改正〔平成一九年条例八号〕)

(区民等の理解と協力)

第七条 区民及び区内の産業にかかわる者は、中小企業の振興が区民生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するように努めるものとする。

(大企業者等の理解と協力)

第八条 大企業者等は、区が中小企業と大企業の共存する地域であり、両者の共存共栄が地域社会の発展に不可欠であることを理解し、中小企業の振興に協力するように努めるものとする。

(委任)

第九条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成七年八月一日から施行する。

附 則(平成一九年三月二二日条例第八号)
この条例は、平成十九年四月一日から施行する。